

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度に
ねんきん う
かかる、年金を受けている
みなさま
皆様へ

ねんきんじゅきゆうしゃ ねんきんかんりしゃ
年金受給者・年金管理者



しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど
心身障害者扶養共済制度に
てつづ どう
かかるお手続き等に
かん
関するお知らせです

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度とは？

●この制度は…

しょうがい かた ほ ご しゃ そうご ふ じょ せいしん もと
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基
ほ ご しゃ みずか せいぞんちゆう まいつきいっていがく
づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額
かけきん のうふ ほ ご しゃ まんいちしぼう
の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡
しょうがい かた しゅうしんいってい ねんきん
したときなどに、障害のある方に終身一定の年金
しきゆう にんい かにゆう せいど
を支給するという任意加入の制度です。

●年金額は…

ねんきんがく
くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
1口加入の場合……月額2万円(年間24万円)
くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
2口加入の場合……月額4万円(年間48万円)



ちゅうい
注意

かくしゅ てつづ
各種手続きは、
わす ねが
お忘れなくお願いします。

●各種の手続きや年金の管理が困難な
ば あい ねんきんかん り しゃ してい てつづ
場合は、「年金管理者」を指定し、手続
など かた きょうりよく
き等をその方にご協力いただくことも
できます。

●「年金」を確実に受取るために、各種
ねんきん かくじつ うけと かくしゅ
手続きは、必ず行なってください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度にかかる ねんきん かくじつ うけとり 年金を確実に受取ください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど しょうがい
心身障害者扶養共済制度は、障害をお
もちの方を扶養されていた加入者の方が
な ば あい しょうがい も
お亡くなりになった場合などに、障害をお持
かた しゅうしん ねんきん し はら にん
ちの方に終身の年金が支払われるという任
い かにゆう せいど
意加入の制度です。

ねんきん しきゆう
年金が支給されるようになってからも、
ねんきん つづ うけと てつづ げんきょうとどけ
年金を続けて受取るための手続き(現況届
など)をとらないと、すみやかに年金をお支
はら ば あい
払いできない場合があります。

かにゆうしゃ かた せいど かにゆう
加入者の方がこの制度に加入してい
たいし おく と て
たご意思をお汲み取りいただき、お手
つづ わす ねが
続きはお忘れのないようお願いいたします。

ねんきん かんり てつづ こんなん
なお、年金の管理・手続きが困難に
ば あい ねんきんかん り しゃ せいど
なった場合は「年金管理者」制度がありま
すので「お手続き・ご相談の窓口」まで、ご相談
てください。



このようなときは、すみやかに ^{てつづ} お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ じゅうみんひょう うつ
毎年5月、現況届と住民票の写しを
ていしゆつ
提出してください。

ひつようしよるい 必要書類

- ^{ねんきんじゆきゆうけんしやげんきょうとどけしよ} 年金受給権者現況届書
- ^{じゅうみんひょう うつ がつ いこう はつごう} 住民票の写し(4月以降に発行されたもの)

ちゆうい ご注意

- ^{ていしゆつ ばあい ていしゆつ う あいだ} ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、
^{ねんきん さ と} 年金が差し止められます。

^{とどうふけん してい とし てつづ こと}
都道府県・指定都市によって、手続きが異
^{ばあい}
なる場合があります。

ていしゆつ
提出
あり

ねんきん
年金
ぞっこう
続行

ていしゆつ
提出
なし

ねんきん
年金
さしとめ
差止

つぎ がいどう きかん ねんきん
次に該当する期間の年金は
しはらい
お支払しません。

- ^{ねんきんじゆきゆうしや しよざい ひとつき いじょうふ あい} 年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ^{ちようえきまた きんこ けい しよ けい しつごう う} 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- ^{にほんこくない じゅうしよ ゆう} 日本国内に住所を有しないとき

ねんきん
年金
ていし
停止

○ このようなときは、すみやかに ^{てつづ} お手続きを行ってください

^{けっこん} ^{なまえ}
結婚などでお名前が
かわったとき

^{ねんきん} ^う ^と
年金を受け取っている
^{きんゆう} ^{きかん} ^{へんこう}
金融機関を変更したい、
または変更したとき

^{じゅうしょ}
住所がかわったとき

^{こうざ} ^{へんこう}
口座を変更したい、
または変更したとき

^{ねんきんかんりしゃ} ^{してい}
年金管理者を指定したい、
または変更したいとき

^た ^{ねんきんじゆきゆうしゃ}
その他(年金受給者が
^な
亡くなったときなど)

^{とどうふけん} ^{してい} ^{とし} ^{てつづ} ^{こと} ^{ばあい}
*都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合があります。

て つづ そうだん まどぐち お手続き・ご相談の窓口

せいど とどう ふけん していとし じょうれい
この制度は都道府県・指定都市の条例に
もとづいて実施されています。

て つづ そうだん
お手続き、ご相談は、

- し くちょうそん
●市区町村
- ふくし じ むしょ
●福祉事務所
- とどう ふけん してい と しょうがいふくし たんとう ぶ しょ とう
●都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う
で、お受けしています。

こじんじょうほう とりあつ 個人情報^の取扱い

しんしんしょうがいしゃ ふよう きょうさいせいど もと と どう ふ けん
心身障害者扶養共済制度に基づき、都道府県
していとし し え かにゆうしゃ ほ ご しゃ しょうがい
指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害の
かたおよ ねんきん かんり しゃ こ じんじょうほう ほんじょうれい
ある方及び年金管理者の個人情報は、本条例
さだ り ようもうくてきい がい し よう
の定める利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふくし い りょう き こう
独立行政法人 福祉医療機構



(平成29年4月1日作成)

*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。